

組合員のみなさまへ

インボイス制度への対応について

2023年9月20日
千福ニュータウン団地施設管理組合
(株)千福が丘生活サポート

2023年10月から、消費税に関する新しい納税制度(インボイス制度)が開始されました。

精査の結果、管理組合及び生活サポートは、インボイス制度による影響を受けないことがわかりました。

したがって、従来通りの運営を継続いたします。組合員のみなさまには、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 管理組合とインボイス制度について

管理組合は、団地建物所有者(区分所有者)を構成員とする区分所有法の適用団体です。国税庁からは、消費税の扱いについて、「管理組合と組合員との間で行う取引は営業に該当しない。」と、通達されています。

したがって、管理組合が収受する管理費等は不課税の扱いになりますので、インボイス制度への対応は不要です。

なお、組合員が、管理費に対するインボイス(※)を要求した場合は、従来の領収書を発行いたします。

※インボイス:「消費税」と「発行事業者の登録番号」が記載された請求書、納品書、領収書、レシートなど、新制度に対応した書類のこと

2. 生活サポートとインボイス制度について

生活サポートは、消費税の「課税事業者」になりますが、収入の大半は管理組合からの委託費であり、インボイスを要求する事業者との取引は基本的にはありません。

また、消費税の計算方法については、インボイスを必要としない「簡易課税制度」を選択しています。

したがって、インボイス発行事業者の登録をしなくても影響はありません。

以上